

【 手術 】

８８０ 合成吸収性癒着防止材の算定について

《令和８年９月３０日》

○ 取扱い

次の手術に対する合成吸収性癒着防止材の算定は、原則として認められる。

- (1) K672-2 腹腔鏡下胆嚢摘出術
- (2) K718-2 腹腔鏡下虫垂切除術「１」虫垂周囲膿瘍を伴わないもの

○ 取扱いを作成した根拠等

合成吸収性癒着防止材は術後の癒着軽減を目的に使用する材料である。腹腔鏡手術は開腹手術に比べて癒着が少ない傾向にあるが、癒着が起こる場合もあることから、癒着防止材が用いられる。

以上のことから、上記手術に対する合成吸収性癒着防止材の算定は、原則として認められると判断した。